

## 令和元年第7回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和元年7月31日(水)午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

### 2. 会議構成人員(38名)

#### 出席農業委員(16名)

1番	鈴木俊信	委員	2番	熊崎新壽	委員
4番	小松勝恵	委員	5番	小泉光敏	委員
7番	樋口幹夫	委員	8番	山内喜一	委員
9番	深谷宏光	委員	10番	早津和一	委員
11番	山本繁夫	委員	12番	有賀良雄	委員
13番	富永進	委員	14番	齋藤茂	委員
16番	秋元幸一	委員	17番	砂塚功	委員
18番	北野唯道	委員	19番	矢野正則	委員

#### 欠席農業委員(3名)

3番	根本一郎	委員	6番	橋本賢一	委員
15番	塩田一也	委員			

#### 出席農地利用最適化推進委員(18名)

茂木一男	委員	高橋亨	委員
鈴木信秋	委員	鈴木實	委員
邊見敏文	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	十文字正一	委員
深谷昭	委員	緑川喜文	委員
和知俊一	委員	鈴木滋夫	委員
穂積正	委員	円谷隆男	委員
大戸文治	委員	市川哲夫	委員
藤田康次	委員	梨本清太	委員

#### 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

高 久 亨 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副主査	渡部 美紗	主 事	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	鈴木 隆之

◎開 会

事務局長 本日はお忙しい中、そしてお暑い中お集りいただきまして大変ありがとうございます。今年は雨の日が多くて、農作物の育成関係が心配されたんですが、昨日、梅雨も明けまして、ようやく夏らしい日差しが戻ってまいりました。これで一安心といったところではないでしょうか。

それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、令和元年第7回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が2件、農地法第5条関係が7件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が4件、白河農業振興地域整備計画の変更関係が2件、合わせて15件をご審議いただきます。よろしく願いいたします。

(午後 2時00分)

---

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。

今、事務局長のお話にもありましたように、長かった梅雨もようやく明けて、これから暑い夏ということで、皆様方におかれましては体調管理を整えましての活動をお願いしまして、簡単ですが挨拶にかえます。

---

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、7番、樋口幹夫委員、8番、山内喜一委員の両名を指名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

3番、根本一郎委員、6番、橋本賢一委員、15番、塩田一也委員、高久亨推進委員の4名であります。

---

◎議案第1号

会 長 それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和元年7月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（三浦主事） それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその2朗読】

以上、その1からその2までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷昭です。

去る20日、午前9時より、有賀良雄委員と譲渡人、譲受人立ち会いのもと、現地調査をいたしました。申請どおりということですので、何の問題もないと思いますので、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る7月20日に樋口委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人に電話で確認をしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の申請による周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

---

◎議案第2号

会 長 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。  
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び第5項の規定により審議するものとする。令和元年7月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、5ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

市川委員 東地区担当推進委員の市川でございます。

今回の申請について、去る7月13日、土曜日であります、山内委員と現地調査を行いました。譲渡人に同日7月13日にお会いし、申請内容について確認をしました。譲受人には、土日があけました7月16日火曜日に、電話で申請内容について確認をいたしました。双方と

もに申請内容について間違いないとのことであります。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われま。皆様方のご審議よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませ。か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないよう。です。ので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、10ページを。ごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われ。ます。ので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求め。ます。

市川委員 東地区担当推進委員の市川でござい。ます。

今回の申請について、去る7月13日、山内委員と現地調査を行いました。譲渡人には7月13日にお会いし、申請内容について確認を。しました。譲受人に7月13日にお会いし、申請内容について確認を。いたしました。双方ともに申請内容について間違いないとの。ことで、今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われ。ます。皆様方のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませ。か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないよう。です。ので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、15ページを。ごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われ。ます。ので、皆様方の審議のほどよろしくお

願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る7月20日に樋口委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人に来てもらい、申請内容について確認しました。双方ともに申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われま。皆様のご審議、よろしく願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、20ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われま。審議のほどよろしく願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷金山地区担当、鈴木でございます。

去る7月22日に私と橋本委員、譲受人と4名で現地確認をいたしました。双方とも申請内容に間違いがないということです。また、この転用による周辺農地への影響はないと思われま。皆様のご審議、よろしく願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、25ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷金山地区担当の鈴木です。

去る21日に、私と橋本委員並びに譲渡人で現地調査を行い、譲受人には電話で確認をいたしました。双方とも申請内容に問題ない、間違いないということです。また、周辺農地は転用による影響はないと思われまます。皆様方のご審議、よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、30ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、公共施設便域区域内農地に該当しますますので、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

大戸委員 大信信夫2地区、大戸です。

秋元委員と譲渡人、譲受人は奥さんが来られました。申請内容に関しては間違いないということなので、皆様のご審議、よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、35ページをごらんください。

【その7朗読】

申請地につきましては、用途地域に位置し、周囲は住宅地でございます。

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

今回の申請について、去る7月25日、砂塚委員と現地調査を行いました。譲受人立ち会いのもと、申請内容について確認しました。また、譲渡人は現地の立ち会いができないとのことでしたので、電話にて申請内容について間違いがないことを確認しました。この申請について、特に問題はないと思われまます。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

---

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

40ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和元年7月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております貸借権の設定第1号から第4号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、貸借権の設定第1号から第4号について原案のとおり承認いたします。

---

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

43ページをごらんください。

議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2の規定により意見を求められたので審議するものとする。令和元年7月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農業振興地域整備計画の変更その1からその2について、事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長)

**【農業振興地域整備計画変更その1からその2朗読】**

以上、農業振興地域整備計画の変更その1からその2について、農地の区分と目的は問題ないものと思われますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 この件につきましては、運営委員会で現地調査を行い検討しておりますので、運営委員会を代表し、齋藤茂委員より意見を求めます。

齋藤委員 14番の齋藤です。

白河農業振興地域整備計画の変更についての調査結果につきましては、去る7月19日運営委員会を開催し、白河市より意見を求められていた白河農業振興地域からの除外2件について現地調査を行い、農政担当者からの説明を受けました。審議の結果、運営委員会としては計画変更の内容について妥当であると判断し、同意することとしましたのでご報告いたしま

す。

以上です。

会 長 運営委員を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について承認する意見書を市へ提出いたします。

---

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、その他、事務局より報告事項がございます。

では、事務局お願いします。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、2点ほどご説明させていただきます。

まず1点目ですが、農地転用申請に伴う委員の現地調査についてご連絡がございます。

小委員会開催前に現地調査依頼を通知したことが今月を始め、4月、6月と3回ございました。その際、調査依頼には小委員会の事前調査である旨を記載しましたが、以前より委員を継続されている方々にとりましては、従来の小委員会後の調査依頼でないため疑問を感じた方もおられるようですので、まず事務局から事前説明がなかったことに対しましては、おわび申し上げたいと思います。

改めて、経過を踏まえ、ご説明させていただきたいと思います。

まず、今年4月の会議日程において、小委員会が金曜日で総会が7日後に開催という短い期間がございました。調査依頼が確実にお手元に届く月曜日から総会までの調査できる期間は、通常ですと日程調整を含め4日間であります。

実は昨年末、小委員会から総会まで実質5日間だった際は、地区担当委員の方々には大変お忙しい中、調査でお手数をおかけしたこともありましたので、その反省を踏まえ、小委員会を開催する時間的余裕もないことから、4月10日に会長と事務局で打ち合わせを行いました。

まず、小委員会を設置する目的は、運営委員会規程第3条により、「提出議案に関し緊急かつ効率的に処理するため、運営委員会内に小委員会を設置する」とあります。総会提出議

案とするかの最終判断は小委員会で行うこととして、現地調査について事前に行うことは規則的に可能ですので、その旨を地区担当委員には通知でご理解いただきながら、転用に伴う現地調査については、可能であれば先に進めていただくものとして4月12日付で調査依頼し、以降6月、7月でもそれに準じ依頼したものでございます。

現地調査依頼の送付を検討するに当たりまして、1点目として、通常どおり、昨年までどおり小委員会審議を経てから地区担当委員が現地調査を行うことを必須とした場合には、委員と申請人の日程調整できる期間が短いなどの支障が生じることが考えられます。次に、調査期間に余裕を持たせるためとして小委員会の日程を早めることは、議案事務整理に一定の時間を要するため実質困難でございます。

2点目といたしまして、過日の運営委員会で、委員と申請人の調査日程調整が困難な場合は当月の総会審議を見送るべきではというご意見もありましたので、あわせて検討してみました。

この2点をまとめて検討した結果を申し上げますと、第172回国会で成立した法律により、農林水産省から平成21年に通知があった事務処理要領によりますと「標準処理期間は申請書受理から3週間」という定めがございます。この事務処理運用に基づきますと、仮に当月締め切りまでに受理した転用許可申請を当月総会議案で審議しなかった場合は、そこで現地調査後に審議する旨の意見書を総会で決定し、そこから2週間以内に臨時総会を開くことになり、白河市農業委員会運営委員会規則第2条により、運営委員会を開催して会期及び議事日程を定めて、改めて委員の皆さんにお集まりいただく必要が生じてしまいます。そうしますと、毎月通常総会のほかに都度、臨時総会を開くこととなりますので、委員の皆様方には大変ご負担が大きいかと思われまます。

以上のことから、小委員会から総会までの期間が短い場合に限り、例外的に今後も小委員会開催前に調査依頼を発送したいと考えております。つきましては、小委員会審議で今月総会議案としないと決定された場合に限り、速やかに事務局より地区担当委員に結果をご連絡いたします。

あわせまして、小委員会開催までに現地調査を実施した場合は、お手数ですが事務局までご連絡をよろしくお願いいたします。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

その他の2点目でございますが、本日、農業委員会活動記録簿つづり用のファイルを机上に配付させていただいております。あわせまして、6月総会で決定し、7月9日付で送付しました農地等の利用の最適化の推進に関する指針を一緒につづっていただき、今後の活動に

ご利用いただきたいと考えております。

また、活動記録簿につきまして、指針との関連性を持たせるため、裏面、2枚目の2としたところなのですが、農地集積・集約化に農地法第3条の調査とあっせん会議を加え、遊休農地の発生防止・解消の活動に非農地証明願いに基づく現況確認を加えるとともに、貸し借りにつなげた農地面積を記載する欄を加えるなど、様式の一部変更を行いました。

ファイルには記入例とともに第2四半期以降の活動記録簿もつづっておりますので、詳細につきましては後ほど記入例をごらんいただければと思っております。お手数をおかけしますが、様式変更に伴い、さきに送付しております活動記録簿については、今月7月中の記録を今回ファイルにつづっております活動記録簿のほうに転記した上、処分願います。

なお、活動記録簿につきましては、委員活動を効率的に行っていただくために使用していただくことはもとより、委員報酬の財源ともなっている国からの交付金を受けることも関係しております。特に今年度は交付金の実施要綱も改正されましたので、委員活動の際には漏れなく作成していただきますようお願いいたします。

また、全国農業会議所では全国の市町村農業委員会に報告を依頼して、農地利用最適化の進捗状況共有シートを四半期ごとに取りまとめて、農林水産省と情報を共有することになっております。これにつきましても、第2四半期の活動を取りまとめるため、9月の総会において活動記録簿の提出をまたお願いする予定でありますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

事務局長 続きます、連絡事項を申し上げます。

来月総会の議案審査終了後に、今年度の農地利用状況調査の実施方法の説明と関係資料の配付を予定しております。現在、実施に向けた資料等の準備を進めておりますので、今年度もお忙しい中、そしてお暑いところ恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

次に、お手元に配付しております福島県農業会議主催の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会のご案内になります。県南地区は9月6日金曜日午後1時からJA夢みなみセレモニープラザでの開催となります。地元で開催される貴重な研修会でございますので、ぜひ参加をいただきまして、今後の委員活動の参考とされますようご案内申し上げます。

研修内容は記載のとおりで、研修参加費につきましては、事務局でご負担申し上げます。出欠報告は8月13日火曜日までに事務局へご連絡願います。また、研修では本日配付しております2019年度農業委員会業務必携が研修テキストとして使用されますので、参加される委員は忘れずにご持参くださいますようお願いいたします。

次に、3点目になりますが、同じくお手元にお配りしました農の雇用事業参加者募集チラシになります。現在第3回目の募集期間中で、8月30日までの申請期限となっております。お問い合わせ等につきましては、直接福島県農業会議へお願い申し上げます。

4点目になりますが、先月もご連絡しておりますが、市役所本庁舎の工事の関係から、執務室移転のご案内になります。農業委員会は表郷庁舎2階に移転し、お盆明けの8月19日月曜日から業務の開始となりますのでよろしくお願いたします。

最後になります。次回の総会は8月30日金曜日午後2時より、こちらサンフレッシュ白河での開催となります。

連絡事項は以上になります。

会 長 ほかに委員の皆様から意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、以上で本日の総会を終了いたします。

---

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和元年第7回白河市農業委員会総会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時 2分)